

令和 6 年度 事業報告

暴力団は、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、組織実態を隠蔽し、不透明化の傾向が一層顕著になっており、建設業、不動産業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させているほか、近年では全国的に発生している匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺や強盗、窃盗等に深く関与する実態も見られるなど、県民の日常生活や経済活動に大きな脅威と不安を与えている。

また、全国的には、国内最大の指定暴力団である六代目山口組が分裂し、未だに対立抗争事件が発生するなど暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

県内においては、暴力団員が公的資金が投入されている東日本大震災復興・再生事業へ参入を狙って暗躍しているほか、なりすまし詐欺を行うなど社会経済の変化に応じた多種多様な手段による資金獲得活動を行っていることから、引き続き公共事業及び民間取引等に介入し、資金獲得を図ろうとする暴力団排除の強化が求められているところである。

当センターにおいては、こうした厳しい情勢の中、各種広報啓発活動を積極的に推進して暴排意識の高揚を図り、複雑多様化する暴力相談に的確に対応するとともに、不当要求防止責任者講習、暴排講話等を実施して被害の未然防止に努めたほか、暴力団排除活動の中核として、地域、職域における各種活動への支援、警察及び関係機関・団体との連携の下、次の事業を推進した。

事業名	実施事項	実施内容
1 知識の普及及び広報啓発事業 ・ 暴対法第3条の3第2項第1号 ・ 定款第4条第1項第1号2 民間の	(1) 広報誌などの作成活用	ア 広報資料の作成・配布 暴追センターの事業や県内の暴力団情勢と動向、不当要求行為、被害の実態等を紹介して県民の暴力団排除意識の高揚に資するため、 ○ 暴力追放カレンダー 1, 100部 ○ 機関誌「すくらむ」 7, 000部 ○ 暴力追放ポスター 2, 100部 ○ 全国センター資料 3, 680部 ○ リーフレット 3, 000枚 等を作成・購入して、幅広く配布した。 イ ホームページを活用した広報 ホームページ上に、暴力団情勢、不当要求防止責任者講習会の開催案内、暴排DVDの無料貸出などを掲載し、暴力団員による被害の防止等の各種広報をタイミングよく行い、暴力団からの被害の未然防止等に努めた。 ○ 不当要求防止責任者講習 ・ 不当要求防止責任者講習について ・ 令和6年度不当要求防止責任者講習実施計画表 ・ 令和6年度不当要求防止責任者講習開催場所のご案内 ・ 責任者選任届出書及び記載例 ・ 責任者講習受講申込書及び記載例 ○ こんなとき、どうする？

	・ 基本的心構え ・ コンプライアンス ・ 送り付け対応編 ・ 来訪対応編 ・ 電話対応編 ○ 情報公開 ・ 開示文書 ・ 情報公開窓口 ・ 受付時間 ・ 公開する文書 ・ 対象となる文書 ○ その他 ・ 暴排DVDの貸出 ・ 広報誌（機関誌） ・ 相談メールポスト ウ 暴迫センターニュースの発行 暴力団排除意識の高揚と暴力団からの被害の防止に寄与するため、賛助会員等に対して、不当要求への対応要領や最新の全国における暴力団対策に関する情報等を記載した暴迫センターニュースを33回発行して、メール、ファックス及び郵送により配信し、暴力団排除意識の高揚と被害防止に努めた。 エ 不当要求対応研修用暴排DVDの無料貸出し（11回）を実施し、暴力団からの被害防止対策を図った。
(2) 暴力団根絶福島県民大会の開催	令和6年10月23日(水)、「パルセいいざか」(福島市市所在)において、県内の各地域、職域等から、暴力団排除関係団体・関係者及び一般市民等約500名の参加を得て、「第34回暴力団根絶福島県民大会」を開催した。 第1部においては、暴力団根絶活動功労4団体及び7個人に対する表彰、1団体及び2個人に対する感謝状の贈呈を実施し、その功労を称えて暴排意識の更なる高揚を図るとともに、「暴力団追放三ない運動」の着実な実践を期した大会宣言を満場一致で採択し、暴力団排除の必要性の周知、暴排意識の高揚を図った。 第2部においては、福島刑務所分類教育部長大和田章子氏による「福島刑務所における暴力団離脱指導について」と題する講演を開催し、参加者の暴力団排除意識の高揚を図った。
(3) 企業対象暴力、行政対象暴力等の排除広報	企業対象暴力、行政対象暴力等への対策のため、各企業や関係機関との連携を強化するとともに、被害防止のための資料等の作成配布、講習を実施して関係者の暴排意識の高揚を図った。

	(4) 暴迫センターの認知度のアップ	県民に当センターの活動が広く認知され、効果的に活用されるため、各種講演会、研修会、不当要求防止責任者講習等において積極的に広報を実施するとともに、県内新聞 2 紙への掲載及びラジオ放送による広報を実施した。
2 民間の暴力団排除組織活動支援事業 ・ 暴対法第 3 条第 3 項第 2 号 ・ 定款第 4 条第 1 項第 2 号	(1) 暴力団排除活動に対する支援	地域、職域などの暴力団排除団体主催の各種大会、総会、活動等に積極的に参加、出席して挨拶などを実施するとともに、機関誌をはじめとした各種広報資料を配布して暴力団排除意識の高揚を図った。
	(2) 暴排パトロール活動への支援	県内の福島地区、郡山地区、須賀川地区、白河地区、会津若松地区、いわき中央地区、いわき東地区、南相馬地区の 8 地区に係る暴力団排除重点モデル地区活動に関し、暴排活動促進のための助成金を交付するとともに、広報資料を配布し各種情報交換に努めた。
	(3) 暴排組織活動への支援	県内の暴力団排除組織に対して、効果的な暴力団排除活動の促進化を図るため、機関誌「すくらむ」などの広報資料を配布するとともに、1 件の暴力団排除組織に助成金を交付した。 また、飲食店等からのみかじめ料排除を目的とした「みかじめ料排除対策連絡協議会」を開催し、 ○ 福島県弁護士会民事介入暴力対策（兼）被害者救済センター運営委員会 委員長 川端茂樹弁護士による 「みかじめ料の要求行為等に関する対応等について」 ○ 警察本部組織犯罪対策課課長補佐による「暴力団情勢」と題した講話を実施したほか、意見及び情報交換、機関誌等の提供を行い、活動を支援した。 【みかじめ料排除対策連絡協議会】 1 開催日 令和 6 年 9 月 6 日（金） 2 開催場所 郡山運転免許センター 3 階 3 出席者 警察本部・県内各警察署関係者 協議会会員 当センター専務理事・職員
	(4) 講演活動	各地域、職域で開催される各種研修会に出席し、各種資料を配布、活用して講演を行い、暴排意識の高揚に努めた。
3 暴力団に関する相談	(1) 暴力相談活動	暴力相談の受理状況は、次表のとおりであり、令和 6 年度の相談受理件数合計は 78 件で、前

事業	年比－ 7 1 件であった。
・ 暴対法第 3 条の 3 第 2 項第 3 号	これらの相談については、暴力追放相談委員による適切な指導、助言を行ったほか、事案によっては警察への通報など関係機関との連携により事案の迅速な解決を図った。
・ 定款第 4 条第 1 項第 3 号	

【暴力相談の受理状況】

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	前 年 比
暴力的要求行為等	1	1	± 0
離脱・勧誘・加入強要	1	1	± 0
暴力団事務所に関する相談	0	0	± 0
上記以外の不当行為	1	0	+ 1
暴力団対策法に関する相談	3	1	+ 2
属 性 相 談 等	72 (70・2)	146 (142・0)	－ 74 (－ 72・+ 2)
合 計	78 (70・2) ⑥	149 (142・0) ⑩	－ 71 (－ 72・+ 2) － ④

注：（ ）内は企業・行政の相談数、○は個人の相談数

	(2) 民暴 1 1 0 番協定の効果的活用	県弁護士会（民事介入暴力対策委員会）及び警察本部並びに当センターの三者機関で締結している民暴 1 1 0 番協定に基づき、民暴協議会を開催、意見・情報交換等行った。 【民事介入暴力対策協議会】 1 開催日 令和 6 年 1 2 月 6 日（金） 2 開催場所 杉妻会館 3 階百合の間 3 出席者 警察本部関係者、福島県弁護士会民事介入暴力対策（兼）被害者救済支援センター運営委員会委員、当センター専務理事・職員
4 少年問題に関する暴力団の排除事業	(1) 広報啓発活動	暴力団の実態、暴力団対応要領及び福島県暴力団排除条例で規定する少年に関する概要を掲載した機関誌「すくらむ」（「少年を暴力団から守るために」）を各種会議や研修会で配布、活用して暴排意識の高揚に努めるなど、暴力団が少年に及ぼす影響の排除活動を実施した。
・ 暴対法第 3 条の 3 第 2 項第 4 号	(2) 関係機関との連携による対策の推進	暴力団が少年に及ぼす影響を排除し、少年を暴力団から守るため、警察本部少年女性安全対策課と連携を密にして少年の暴力団関連相談の迅速、適正な処理に努めたほか、関係者に対する研修、講話を行った。 【少年指導委員方部別研修会】 ○ 6 月 2 7 日（木）～ 7 月 4 日（木）までの間、県内各方部別研修会（県北方部、県南方部、会津方部、いわき方部の 4 会場）において、少年指導委員に対する講話を行った。
・ 定款第 4 条第 1 項第 4 号		
5 暴力団か	(1) 暴力団社	ア 暴力団からの離脱及び社会復帰希望者を支

らの離脱者援助活動 ・ 暴対法第32条の3第2項第5号 ・ 定款第4条第1項第5号	会復帰対策協議会活動等の推進	援するため、関係機関との連携を強化し、協議会の活性化と加盟企業の拡大に努めたほか、相談業務等を通じ離脱希望者等の発見に努めた。 【就労支援状況】 令和6年度に協議会員企業への就労支援はなかった。 【暴力団社会復帰対策協議会加盟企業の状況】 加盟登録企業～53社 イ 協議会加盟企業等出席の下、令和6年度の総会を開催し、 ○ 福島保護観察所観察官による「更生保護～立ち直りを支える地域のチカラ」 ○ 警察本部組織犯罪対策課課長補佐による「暴力団情勢等」 についての講話を実施したほか、協議会活動の活性化と関係機関の連携強化などを呼びかけた。 【暴力団社会復帰対策協議会総会】 1 開催日 令和6年11月8日（金） 2 開催場所 郡山運転免許センター 3 出席者 警察本部、各関係機関・団体、各警察署関係者、会員企業・事業所、当センター専務理事・職員
	(2) 暴力団離脱者の保護対策	暴力団からの危害が懸念される離脱者保護の取扱いはなかった。
	(3) 暴力団離脱者雇用給付金支給事業	暴力団から離脱した者を雇用した企業等に対する助成金の支給はなかった。
6 責任者講習 ・ 暴対法第32条の3第2項第7号 ・ 定款第4条第1項第7号	(1) 受講者の拡大	公安委員会から委託を受けた「不当要求防止責任者講習」については、暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習であることを機関誌、ホームページ等で広報したうえ、実施計画に基づき、令和6年5月から令和7年1月までの間、6方部（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市及び南相馬市の借り上げ各会場において、計29回（うち、臨時講習4回）実施した結果、940名（前年比＋81名）が受講した。 責任者講習時においては、機関誌「すくらむ」、「不当要求防止責任者教本（暴力団撃退マニュアル）」、「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」及び「暴力団の介入を防止するために（暴力団排除条項活用のおすすめ）」を基本教材として配付、活用し、受講者に対するアンケート調査の結果、そのほとんどが講習内容の良さと受講

の必要性を回答した。

【不当要求防止責任者講習の実施状況】

	実施月日	実施場所	対象業種	
1	5月13日(月)	サンライフ福島	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	46名
2	5月21日(火)	安積総合学習センター	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	51名
3	6月3日(月)	ポリテクセンター会津	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	46名
4	6月17日(月)	臨時 郡山市役所	公務員等	40名
5	6月18日(火)	いわきゆったり館	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	46名
6	6月24日(月)	サンフレッシュ白河	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	23名
7	7月1日(月)	環境放射線センター	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	18名
8	7月8日(月)	安積総合学習センター	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	50名
9	7月18日(木)	サンライフ福島	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	38名
10	7月26日(金)	ポリテクセンター会津	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	17名
11	8月5日(月)	いわきゆったり館	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	39名
12	8月7日(水)	臨時 福島市役所	公務員等	31名
13	8月21日(水)	安積総合学習センター	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	33名
14	8月27日(火)	サンフレッシュ白河	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	20名
15	9月3日(火)	環境放射線センター	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	20名
16	9月9日(月)	ポリテクセンター会津	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	20名
17	9月11日(水)	臨時JR東日本会議室	運輸業	31名
18	9月18日(水)	サンライフ福島	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	30名
19	9月27日(金)	臨時 環境省会議室	公務員等	43名
20	9月30日(月)	安積総合学習センター	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	26名
21	10月7日(月)	いわきゆったり館	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	41名
22	10月31日(木)	ポリテクセンター会津	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	22名
23	11月11日(月)	サンライフ福島	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	30名
24	11月18日(月)	サンフレッシュ白河	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	32名
25	11月27日(水)	安積総合学習センター	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	38名
26	12月9日(月)	環境放射線センター	理美容業・小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	10名
27	12月17日(火)	いわきゆったり館	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	37名
28	1月21日(火)	サンライフ福島	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	37名
29	1月30日(木)	安積総合学習センター	小売業・コンビニ・建設業・産廃業・ゴルフ場・公務員等	25名
合計 29回 940名(前年比+81名)				

- | | |
|----------------------|---|
| (2) 受講者のニーズに応える講習の実施 | 講習の実施に当たっては、受講者のニーズに応えるため、具体的な事例を取り入れたほか、一部講習において、福島県弁護士会民事介入暴力対策(兼)被害者救済センター運営委員会委員所属の弁護士による不当要求への対応要領に関する講話を6回実施して、講習内容の充実を図った。 |
| (3) 相談委員に対する教養の実施 | 不当要求防止責任者講習を担当する相談委員の知識、技能の向上を図るため、全国暴迫センターによる研修会を受講したほか、警察本部と |

		の情報交換を行い、講習内容の充実に努めた。
	(4) 資器材の整備	講習時におけるビデオ研修のため、新たに暴排DVDを購入するなど研修用資器材の整備を図った。
7 暴力団からの被害者救済事業 ・ 暴対法第32条の3第2項第9 ・ 定款第4条第1項第9号	(1) 訴訟費用等の貸付事業	暴力団員から受けた物的被害の修復費用、暴力団関係者との契約解除に要する費用、暴力団組事務所の撤去などの訴訟費用等に関する貸付希望はなかった。
	(2) 見舞金支給事業	暴力団員による不当な行為による傷害事件等の被害者及び物的損害の被害者に対する見舞金の支給はなかった。
8 少年指導委員に対する研修事業 ・ 暴対法第32条の3第2項第10号 ・ 定款第4条第1項第10号	研修会の開催及び資料提供	警察本部少年女性安全対策課主催の少年指導委員方部別研修会に出席し、暴力団の現状、少年を暴力団から守る活動の重要性、暴力団加入阻止に関する講演を行った。 また、暴力団組織の実態及び少年への勧誘手口等の「少年を暴力団から守るために」を掲載した機関誌「すくらむ」等の関係資料を配付した。
【少年指導委員方部別研修会の実施状況】		
番号	実施月日	実 施 方 部 ・ 会 場
1	6. 27 (木)	県 北 方 部 福島県警察本部
2	7. 19 (金)	県 南 方 部 郡山運転免許センター
3	7. 11 (火)	会 津 方 部 福島県ハイテクプラザ 会津若松技術支援センター
4	7. 4 (木)	いわき方部 いわき合同庁舎いわき地方振興局
9 暴力団対策の調査研究事業 ・ 暴対法第32条の3第2項第11号 ・ 定款第4条第1項第7号第11号	(1) 調査、資料収集	県民からはもとより、全国暴迫センター、警察本部等の関係機関・団体及び公刊誌等の幅広い分野から暴力団の動向等の資料収集に努める一方、賛助会員等に必要な情報を提供するなど情報の有効活用を図った。
	(2) 暴力団根絶モニター活動	暴力団根絶モニター会議を開催し、暴力団根絶活動の普及及び啓発活動の活性化を図り、情報交換を行った。 【暴力団根絶モニター会議の実施状況】 1 開催日 令和6年6月21日(金) 2 開催場所 郡山運転免許センター3階会議室 3 出席者 警察本部関係者、各モニター 当センター専務理事・職員
	(3) 関係暴迫センター等との連携	職員が全国暴迫センターの主催した専務理事及び事務局長研修会等に参加するとともに、各都道府県暴迫センターとの連携を強化して各種の情報交換を行い、業務運営等に反映させた。